

栗林公園使用料クレジットカード等収納業務に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和7年7月9日

香川県栗林公園観光事務所
所長 久保 雅紀雄

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 栗林公園使用料クレジットカード等収納業務
- (2) 委託期間 令和7年10月1日～令和10年9月30日

この公募は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規程による長期継続契約であるため、翌年度以降の歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合は、この契約は変更又は解除できる旨の特約を付します。また、外部環境の変化により、この契約は変更又は解除できる旨の特約を付します。

- (3) 委託業務の概要 別添「栗林公園使用料クレジットカード等収納業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者
（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (6) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者として、クレジットカード等収納業務に必要な収納手段をすべて提供することができ、国または地方公共団体等と過去に同種の契約を締結し契約を適正に履行した実績がある者

3 応募方法

応募意思表明書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類を下記7の応募先まで提出してください。

（1）提出書類

- ①様式1「応募意思表明書」
- ②応募資格要件に適合することを証明する書類
- ③香川県税の納税証明書（未納がない旨の証明）

ただし、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定に基づく物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者及び県税の納税義務がない者（任意団体など）は提出不要です。

（2）提出方法

・①②については、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式に限ります。

（電子メールの提出先）ritsurin@pref.kagawa.lg.jp

・③については、持参又は郵送により提出してください。

（3）受付期間・受付時間

【持参の場合】

（受付期間）令和7年7月9日（水）から令和7年7月17日（木）まで

（受付時間）午前8時30分～午後5時15分

【郵送又は電子メールの場合】

（受付期間）令和7年7月9日（水）から令和7年7月17日（木）午後5時15分まで

※郵送等の場合、未着・遅延等が発生した場合は、原因の如何を問わず、香川県はその責任を負わないものとする。

4 契約の方法

（1）応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、審査の上、県が受託可能であると判断した後に単独随意契約の方法により契約を締結します。

（2）応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、審査の上、県が受託可能であると判断した者から競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 契約書作成の要否

要します。

6 電子契約の可否

否とします。

7 応募・照会先

〒760-8073 香川県高松市栗林町1丁目20番16号

香川県栗林公園観光事務所 総務課 担当 兎山

TEL：087-833-7411

FAX：087-833-7420

E-mail：ritsurin@pref.kagawa.lg.jp